

業務仕様書

1 目的

本業務は、那覇市民体育館に設置されている監視カメラの更新及び新規設置を行うことにより、施設内の事件、事故を抑止または早期解決に寄与し、市民が安全にスポーツを行うことのできる環境を確保することを目的とする。

2 設置場所

那覇市民体育館 (所在地) 那覇市字識名 1227 番地

※機器設置場所については別紙「機器設置場所図」のとおり

3 施工期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 設置機器仕様

別紙「機器仕様一覧」のとおり

※機器については、性能が同等以上である場合は同等品でも可とするが、事前に仕様書で示す条件を満たしていることを確認できる書類を提出し、発注者の了承を得ること。

5 業務条件

- (1) 業務日程及び業務詳細については、担当職員と調整を行うこと。
- (2) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については、十分に注意して業務を行うこと。
- (3) 配線等は原則既設流用とするが、新規設置や移設更新を行う範囲においては必要な配線敷設も本仕様に含めるものとする。
- (4) 屋外設置(駐車場部分)においては、屋外用のLANケーブルを使用するなど耐候性(粉じん、防水等)の対策を講じること。
- (5) 資格が必要な作業においては、資格を有する者を配置すること。
- (6) 本業務中は、必要な養生の措置を講じなければならない。

6 動作確認

機器の取替・設置完了後、正常に稼働することを確認するため、那覇市民体育館担当者立ち合いの下に動作確認を行うこと。(操作方法の指導等含む。)

7 提出書類

- (1) 業務着手前
 - ・着手届 ・工程表 ・納入仕様書 ・施工計画書 ・その他必要なもの
- (2) 業務完了後
 - ・作業写真 ・完成図書(機器検査結果、保証書等含む) ・完了届 ・その他必要なもの

8 その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、関係法令を遵守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、全て受注者が適正処理を行うこと。
- (3) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。